

田舎館村木材利用促進基本方針 新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: right;">平成24年 9月11日策 定 <u>令和 5年 6月28日一部改定</u></p> <p>第1 目的</p> <p>この基本方針は、<u>田舎館</u>村内の公共建築物等の整備において地元産材 <u>(注1)</u> <u>を中心とした木材の積極的な</u>利用を促進するため、<u>脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律</u>（平成22年法律第36号。以下「<u>促進法</u>」という。）第<u>11</u>条第1項の規定に基づき策定された、県の基本方針（平成23年9月21日策定、<u>平成30年3月27日一部改定、令和5年1月18日一部改定</u>）「青い森県産材利用推進プラン」に即して、<u>促進法</u>第<u>12</u>条第<u>2</u>項に<u>掲げる</u>必要な事項を定める<u>ものである</u>。</p> <p>第2 村の区域内の建築物等における木材利用の促進のための施策に関する基本的事項</p> <p><u>1 公共建築物における木材利用の促進</u></p>	<p style="text-align: right;">平成24年 9月11日策 定</p> <p>第1 趣旨</p> <p>この基本方針は、村内の公共建築物の整備において<u>積極的に</u>地元産材の利用を促進するため、<u>公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律</u>（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第<u>8</u>条第1項の規定に基づき策定された、県の基本方針（平成23年9月21日制定）「青い森県産材利用推進プラン」に即して、<u>法</u>第<u>9</u>条第<u>1</u>項の規定に基づき、<u>村内の公共建築物等の整備において、地元産材の利用を促進するため必要な事項を定める</u>。</p> <p>第2 用語の定義</p> <p><u>この基本方針に使用する用語の定義は、次の通りとする。</u></p> <p><u>(1)「公共建築物」とは、村が事業主体となり整備する建築物をいう。</u></p> <p><u>(2)「木造化」とは、建築物の構造耐力上主要な部分（柱、梁、壁、小屋組等）の全部又は一部に木材を利用することをいう。</u></p> <p><u>(3)「木質化」とは、建築物の内装及び外壁等及び工作物に木材を利用することをいう。</u></p> <p><u>(4)「地元産材」とは、青森県内で伐採された原木（間伐材を含む。）をいう。</u></p> <p><u>(5)「低層」とは、高さ1.3m以下かつ軒高9m以下で延べ床面積3,000㎡以下の建築基準法の耐火性能を求めない建築物をいう。</u></p> <p>第3 公共建築物等における木材利用の促進に関する基本的事項</p> <p><u>1 村は、この基本方針に基づく木材利用の促進のため、生産者及び関係団体・関係者の協力を得ながら各施策を通じ、林業の生産性の向上に努め森林の適切</u></p>

田舎館村木材利用促進基本方針 新旧対照表

新	旧
<p><u>(1) 木材利用を促進すべき公共建築物</u></p> <p><u>促進法に基づき木材利用を促進すべき公共建築物は、促進法第2条第2項各号及び促進法施行令(平成22年政令第203号)第1条各号に掲げる建築物であり、具体的には、以下のような建築物が含まれる。</u></p> <p><u>① 村が整備する公共の用又は公用に供する建築物</u></p> <p><u>広く村民一般の利用に供される学校、社会福祉施設(児童福祉施設等)、病院・診療所、運動施設(体育館等)、社会教育施設(図書館、公民館等)、村営住宅等の建築物のほか、村の事務・事業の用に供される庁舎等。</u></p> <p><u>② 村以外の者が整備する①に準ずる建築物</u></p> <p><u>村以外の者が整備する建築物であって、当該建築物を活用して実施される事業が、広く村民に利用され、村民の文化・福祉の向上に資するなど公共性が高いと認められる学校、社会福祉施設(老人ホーム、保育所、福祉ホーム等)、病院・診療所、運動施設(体育館、水泳場等)、社会教育施設(図書館等)、公共交通機関の旅客施設等。</u></p> <p><u>(2) 公共建築物における木材利用の促進のための施策の具体的方向</u></p> <p><u>村は促進法第5条に規定する村の責務を踏まえ、自ら率先してその整備する公共建築物において率先して木造化(注2)及び内装などの木質化(注3)を促進するものとする。</u></p> <p><u>また、利用する木材は、可能な限り地元産材を使用するものとする。</u></p> <p><u>(3) 積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲</u></p> <p><u>公共建築物の整備においては、コストや技術の面で木造化が困難であるものを除き、(1)の木材利用を促進すべき公共建築物において、積極的に</u></p>	<p><u>な整備に努める。</u></p> <p><u>2 公共建築物に地元産材を率先して利用することにより、木の持つ暖かさや特性、利用効果などを広く村民に提供することができる。</u></p> <p><u>このことは、一般住宅や建築物以外の工作物等としての木材の利用拡大への波及効果など、村の森林の保全整備、林業の再生及び地域経済の活性化が期待される。</u></p> <p><u>第4 地元産材の利用を促進すべき公共建築物等</u></p> <p><u>1 木造化を推進する公共建築物は以下の通りとする。</u></p> <p><u>(1) 社会教育・体育施設(体育館等)、保健・衛生施設(診療所等)、社会福祉施設(児童福祉施設)、教育・研修施設(学校等)、行政施設(庁舎等)、住宅施設(公営住宅等)、その他(多目的集会施設等)</u></p> <p><u>2 木質化を促進する箇所は以下の通りである。</u></p> <p><u>(1) 公共建築物の内装等</u></p> <p><u>(2) 家具・備品・調度品等</u></p> <p><u>(3) 公共工事で用いる構造物等</u></p> <p><u>3 木質バイオマスの利用の促進</u></p> <p><u>暖房器具やボイラーを設置する場合は、木質バイオマス燃料の導入に努める。</u></p>

田舎館村木材利用促進基本方針 新旧対照表

新	旧
<p><u>木造化を促進するものとする。</u></p> <p><u>なお、その際、木造と非木造の混構造（部材単位の木造化を含む。）とすることが、純木造とする場合に比較して耐火性能や構造強度の確保、建築設計の自由度等の観点から合理的な場合もあることから、その採用も積極的に検討しつつ木造化を促進するものとする。</u></p> <p>2 公共建築物以外における木材利用の促進</p> <p>村は、促進法第 13 条にのっとり、民間の非住宅建築物や中高層建築物等においても木材の利用を図るため、LVL（単板積層材）、CLT（直交集成板）、木質耐火部材等の普及や木造建築物の設計及び施工に関する先進的な技術の普及に努めるとともに、関係団体等と連携して、中大規模木造建築物の設計及び施工に関する情報の提供に努めるものとする。</p> <p>また、促進法第 14 条にのっとり、木材を利用した住宅の建築等を促進するため、住宅を建築する者に対する住宅の設計に関する情報の提供に努めるものとする。</p> <p>3 木材利用の促進の啓発</p> <p>村は、木材の利用促進の意義等について理解を深めるため、各種イベントの開催等、木材の利用に関する情報の発信や普及啓発に積極的に取り組むものとする。</p> <p>4 国及び関係自治体との連携</p> <p>村は、木材利用の促進を図るために必要な施策を実現するために、国や関係自治体と相互に連携を図るものとする。</p>	

田舎館村木材利用促進基本方針 新旧対照表

新	旧
<p>5 建築物木材利用促進協定制度の活用</p> <p>村は、促進法第 15 条に定める建築物木材利用促進協定制度について、事業者等から締結の申出があった場合、促進法の目的や基本理念、本方針に照らして適当なものであるかを確認した上で締結するものとする。</p> <p>第 3 村が整備する公共建築物における木材利用の目標</p> <p>1 <u>村は、その整備する公共建築物のうち、第 2 の 1 (3) の積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲に該当する公共建築物について、原則として木造化を図るものとする。</u></p> <p>2 <u>村は、その整備する公共建築物について、高層・低層にかかわらず、エントランスホール、情報公開窓口、広報・消費者対応窓口等のほか、記者会見場、村長その他の幹部職員の執務室など、内装等の木質化を図ることが適切と判断される部分について、内装等の木質化を推進するものとする。</u></p> <p>3 木造化及び木質化の実施にあたっては、地元産材の使用に努める。</p> <p>4 <u>村は、その整備する公共建築物について、木材を原材料として使用した備品及び消耗品の利用を推進するよう努めるものとする。また、暖房器具やボイラーを設置する場合は、木質バイオマスを燃料とするものの導入に努める。</u></p> <p>5 <u>村が整備する公共建築物において利用する木材（木材を原材料として使用した製品を含む）のうち、グリーン購入法に規定する特定調達品目に該当するものについては、原則として、全てのものをグリーン購入法第 6 条第 1 項</u></p>	<p>第 5 公共建築物等における<u>地元産材</u>の利用の目標</p> <p>1 <u>村有施設の建築にあたっては、次の各号に掲げるものを除き、低層の公共建築物及びこれに付属する工作物は、原則として木造とする。</u></p> <p><u>(1) 建築基準法等の法令や施設の設置基準などにより、木造とすることが困難な施設。</u></p> <p><u>(2) 施設の用途や保安、維持管理などの特殊性により、木造とすることが困難な施設。</u></p> <p><u>(3) その他、木造とすることが困難な理由があるもの。</u></p> <p>2 <u>村有施設の建築及び改修にあたっては、木造、非木造に関わらず、可能な限り木質化を促進する。</u></p> <p>3 木造化及び木質化の実施にあたっては、地元産材の使用に努める。</p> <p>4 <u>村有施設における備品及び消耗品は、地元産材を用いた製品の使用に努める。</u></p> <p>5 <u>村有施設において、暖房器具やボイラーを設置する場合は、木質バイオマスを燃料とするものの導入に努める。</u></p>

田舎館村木材利用促進基本方針 新旧対照表

新	旧
<p><u>の環境物品等の調達に関する基本方針に示された判断の基準を満たすものとする。</u></p> <p><u>6 村の発注する公共土木工事においては、間伐材を始めとする木材の利用に努めるものとする。</u></p> <p>第4 <u>その他村内の建築物における木材利用</u>の促進に関し必要な事項</p> <p>1 木材の利用にあたり、設計上の工夫や効率的な木材の調達等により、建設コスト及び維持管理コストの低減に努める。</p> <p>2 備品や消耗品については、購入コストや、木材の利用の<u>意義</u>や効果を総合的に判断する。</p> <p><u>(注1)「地元産材」とは、青森県内で伐採された原木（間伐材を含む。）を材料とし、原則として青森県内で加工された製材品、集成材及び合板等をいう。集成材にあつては、原材料の50%を超える量が青森県内で伐採された原木を材料とするものをいう。</u></p> <p><u>(注2)「木造化」とは、建築物の新築、増築又は改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、桁、小屋組み等の全部又は一部に木材を利用することをいう。</u></p> <p><u>(注3)「木質化」とは、建築物の新築、増築、改築又は模様替に当たり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することをいう。</u></p>	<p>第6 <u>その他地元産木材の利用</u>の促進に関し必要な事項</p> <p>1 木材の利用にあたり、設計上の工夫や効率的な木材の調達等により、建設コスト及び維持管理コストの低減に努める。</p> <p>2 備品や消耗品については、購入コストや、木材の利用の<u>定義</u>や効果を総合的に判断する。</p>